

書籍訂正情報

2023年版 出る順社労士 必修基本書

(2023/06/14 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2023年版 出る順社労士 必修基本書」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

-
- 2022/11/07 更新分… p. 1～2
 - 2022/12/13 更新分… p. 3～4
 - 2023/01/23 更新分… p. 5
 - 2023/02/20 更新分… p. 6～11
 - 2023/03/13 更新分… p. 12
 - 2023/05/08 更新分… p. 13～19
 - 2023/05/29 更新分… p. 20～22
 - 2023/06/14 更新分… p. 23
-

【2022/11/07 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P458 上から9行目 ⑨	⑨前記①から⑦のほか、 …	⑨前記①から③のほか、 …
訂正	P494 [Point] * 6 2つ目の「□」 3行目	…、雇用保険率を一般の 事業と同様に <u>1.000分の9</u> とする特例がある（平 21.12.28厚労告535号ほ か）。	…、雇用保険率を一般の 事業と同様とする特例が ある（平21.12.28厚労告 535号ほか）。
訂正	P527 （2）印紙保険 料納付計器によ る納付（法23 条3項） 本文1行目	事業主が厚生労働大臣の 承認を受けて <u>印納保険料 納付計器</u> を設置した場合 には、…	事業主が厚生労働大臣の 承認を受けて <u>印紙保険料 納付計器</u> を設置した場合 には、…
訂正	P548 [5] 事業主の 代理人（則73 条、則78条2 項） 本文2行目	…、その旨及び当該代理 人が使用すべき <u>認印の印 影</u> を所轄労働基準監督署 長又は所轄公共職業安定 所長に届け出なければな らない。	…、その旨を所轄労働基 準監督署長又は所轄公共 職業安定所長に届け出な ければならない。

②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P62 【参考】*5 1つ目の「□」 1行目	…、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法により、…	…、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法により、…

【2022/12/13 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P29 アイコンの番号	<p>アイコンの番号を下記の通りとなるように訂正願います。</p> <p style="text-align: center;">訂正前 訂正後</p> <p>上から1行目 [発 展]*7 ⇒ (訂正不要)</p> <p>上から4行目 [過去問]*8 ⇒ <u>8</u></p> <p style="text-align: center;">※8と9が被って印字されています</p> <p>上から7行目 〈通達〉*<u>10</u> ⇒ <u>9</u></p> <p>下から5行目 (Point)*<u>11</u> ⇒ <u>10</u></p> <p>下から2行目 [過去問]*<u>12</u> ⇒ <u>11</u></p> <p>※訂正が必要なのは「アイコンの番号」のみです。したがって、例えば、表タイトル〔労働条件の明示事項〕の右横にある*10、*11の番号等は数字を訂正しないでください（次の訂正情報についても同じ）。</p>
訂正	P30 アイコンの番号	<p>アイコンの番号が下記の通りになるように振り直してください。</p> <p style="text-align: center;">訂正前 訂正後</p> <p>上から12行目 (Point)*<u>13</u> ⇒ <u>12</u></p> <p>上から15行目 〈通達〉*<u>14</u> ⇒ <u>13</u></p> <p>下から9行目 〈通達〉*<u>15</u> ⇒ <u>14</u></p>

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P452 2つ目の「▶」	被保険者が出生時育児休業について <u>生時育児休業給付金</u> を受けたことがある場合において、…	被保険者が出生時育児休業について <u>出生時育児休業給付金</u> を受けたことがある場合において、…

【2023/01/23 更新分】

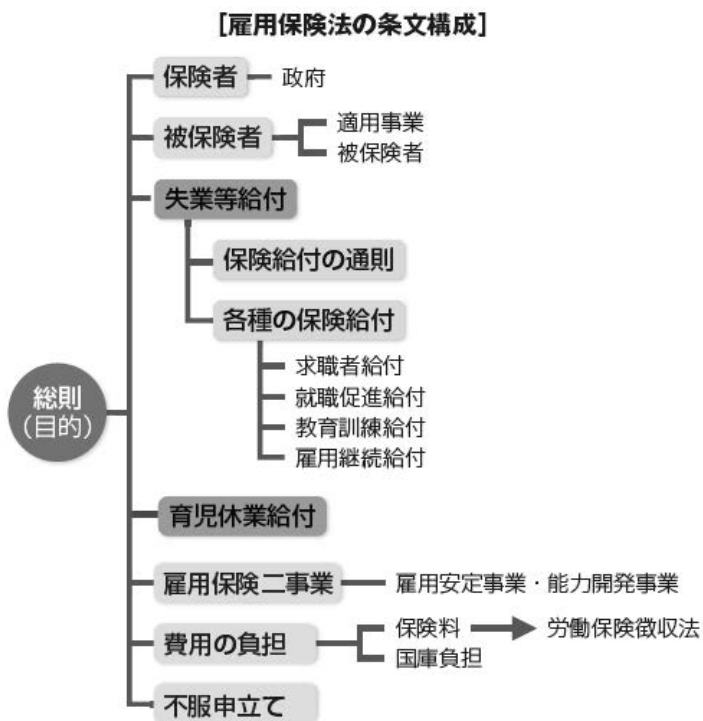
①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P593 （5）出生時育児休業の申出 （法9条の2） 本文7行目	…の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう）をすることができる。 <u>8</u>	…の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう）をすることができる。 * 8

【2023/02/20 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P350 [雇用保険法の 条文構成] ☒	下記に差し替え



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P386 (4) 算定基礎 期間(法 22 条 3 項・4 項) ⑤	⑤育児休業給付金及び出生時育児休業給付金 <u>び</u> の支給に係る休業の期間	⑤育児休業給付金及び出生時育児休業給付金 <u>の</u> 支給に係る休業の期間
訂正	P616 4 年次報告 本文 2 行目	…に関する報告書を提出しなければならない。 <u>1</u>	…に関する報告書を提出しなければならない。 <u>* 2</u>

②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P89 (1) 出産育児一時金・出産手当金(法101条、令36条) 本文 2行目・3行目・4行目	…、 <u>出産育児一時金</u> として1児につき <u>40万8千円</u> (一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した金額(合計 <u>42万円</u>))が支給される。	…、 <u>出産育児一時金</u> として1児につき <u>48万8千円</u> (一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した金額(合計 <u>50万円</u>))が支給される。
改正	P92 2 家族出産育児一時金(法114条) 本文 2行目・3行目	…、 <u>家族出産育児一時金</u> として、被保険者に対し、1児につき <u>40万8千円</u> (一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した金額(合計 <u>42万円</u>))が支給される。	…、 <u>家族出産育児一時金</u> として、被保険者に対し、1児につき <u>48万8千円</u> (一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した金額(合計 <u>50万円</u>))が支給される。
改正	P112 5 出産育児一時金(法137条) 本文 3行目・4行目	…、 <u>出産育児一時金</u> として1児につき <u>40万8千円</u> (一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した金額(合計 <u>42万円</u>))が支給される。	…、 <u>出産育児一時金</u> として1児につき <u>48万8千円</u> (一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した金額(合計 <u>50万円</u>))が支給される。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P112 [発展] * 9 本文 3行目	…、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、1児につき40万8千円(一定の場合には、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算)が支給される。	…、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、1児につき <u>48万8千円</u> (一定の場合には、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算)が支給される。
訂正	P120 (4) 協会による都道府県単位保険料率の変更(法160条6項~9項) ①	…、あらかじめ、理事長が当該変更に係る <u>都道府県</u> の所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、…	…、あらかじめ、理事長が当該変更に係る <u>都道府県</u> に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、…
訂正	P121 (8) 地域型健康保険組合の一般保険料率(法附則3条の2) 本文 1行目	…、1,000分の30から1,000分の130までの範囲内において不均一 <u>の一般保険率</u> を決定することができる。	…、1,000分の30から1,000分の130までの範囲内において不均一 <u>の一般保険料率</u> を決定することができる。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P307 [標準報酬月額 等級表] 表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

[標準報酬月額等級表]

標準報酬		報酬月額
月額等級	月額	
第1級	88,000円	93,000円未満
第2級	98,000円	93,000円以上 101,000円未満
}	}	}
第32級	650,000円 <small>平21 択</small>	635,000円以上

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P481 (3) 出産に関する保険給付 (法73条、法74条、法81条、令7条) 表	下記に差し替え (※下線部が訂正部分)

保険給付の種類	支給額
出産育児一時金	1児につき48万8千円 (加算が行われるべき場合には50万円)
出産手当金	出産の日以前及び出産の日後56日以内において職務に服さない期間、出産手当金として1日につき支給開始月以前の直近の継続12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額 <small>平28択</small>
家族出産育児一時金	1児につき48万8千円 (加算が行われるべき場合には50万円)

【2023/03/13 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P572-573 第三節 パート タイム・有期雇 用労働法 1 目的(法1条) 条文	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

条 文

この法律は、我が国における少子高齢化の進展、疾病構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間・有期雇用労働者の果たす役割の重要性が増大していることに鑑み、短時間・有期雇用労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。*1

【2023/05/08 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P45-46 (1) 通貨払い の原則 (例外) の㊸	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

㊸厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、次の(a)(ハ)に掲げる方法による場合には、当該労働者が(a)(ロ)又は(a)(ハ)に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、一定の要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。なお、労働者の同意については、労働者の意思に基づくものである限り、その形式を問わない。

(a)通常賃金（退職手当を含む）

(イ)労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

(ロ)当該労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の一定の預り金への払込み

(ハ)資金決済法に規定する第二種資金移動業を営む資金移動業者であって、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（以下「指定資金移動業者」という。）のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動

(b)退職手当のみ

(イ)金融機関を支払人とする小切手の交付

(ロ)金融機関を支払保証した小切手の交付

(ハ)郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書（いわゆる郵便為替）の交付

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P277-278 (2) 介護補償 給付の額 (法 1 9 条の 2、則 1 8 条の 3 の 4) ①~③	下記に差し替え (※下線部が訂正部分)

① その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 (② の場合を除く)

	常時介護	随時介護
原則	実費	実費
上限額	<u>172,550 円</u>	<u>86,280 円</u>

② その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合であって、介護に要する費用を支出して介護を受けた日があり、支出した費用の額が 77,890 円 (随時介護の場合 38,900 円) に満たない場合 *1

	常時介護	随時介護
最低保障額※	<u>77,890 円</u>	<u>38,900 円</u>

③ その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合であって、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合

	常時介護	随時介護
最低保障額※	<u>77,890 円</u>	<u>38,900 円</u>

※介護を受け始めた月については最低保障額の適用なし (② の場合は実費、③ の場合は給付を行わない) *1

例 5月15日から9月10日まで常時介護の場合

	5月	6月	7月	8月	9月
上記①	実費支給 (上限 <u>172,250 円</u>)				
上記②	実費支給	最低保障額 <u>77,890 円</u>			
上記③	不支給	最低保障額 <u>77,890 円</u>			

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P278 過去問 * 1 1 問目の 4 行目	…、 <u>75,290</u> 円が最低額として保障される。(×)	…、 <u>77,890</u> 円が最低額として保障される。(×)
訂正	P309 (2) 休業養(補償)等給付と社会保険との調整 (法 14 条 2 項ほか) タイトル	(2) <u>休業養(補償)等給付と社会保険との調整</u> (法 14 条 2 項ほか)	(2) <u>休業(補償)等給付と社会保険との調整</u> (法 14 条 2 項ほか)
訂正	P309 (2) 休業養(補償)等給付と社会保険との調整 (法 14 条 2 項ほか) 本文 1 行目	<u>休業養(補償)等給付は、政令で定める率のうち傷病養(補償)等年金について定める率を乗じた額(減額された額)となる。</u>	<u>休業(補償)等給付は、政令で定める率のうち傷病(補償)等年金について定める率を乗じた額(減額された額)となる。</u>

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P374 3 受給資格の 決定（法 15 条、 則 19 条） 本文 4 行目～ 8 行目	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

離職票の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、離職票を提出した者が、基本手当の受給資格の規定に該当すると認めるときは、失業の認定日を定め、その者に知らせるとともに、雇用保険受給資格者証（個人番号カードを提示して離職票を提出した者であって、雇用保険受給資格通知（以下、「受給資格通知」という）の交付を希望するものにあつては、受給資格通知）に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P375 (1)失業の認定 本文	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

(1) 失業の認定

基本手当は、受給資格者が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る）について支給される。

受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、指定された失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、失業認定申告書に受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）提出した上、職業の紹介を求めなければならない。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P494 [雇用保険率] 表 ②の表の直下	下記③の表を追加

③令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

		雇用保険率	
		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の9.5 (1,000分の3.5)	1,000分の6
農林水産業 清酒製造業	1,000分の17.5	1,000分の10.5 (1,000分の3.5)	1,000分の7
建設の事業	1,000分の18.5	1,000分の11.5 (1,000分の4.5)	1,000分の7

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P653 (2) 障害者雇用調整金(法50条、令15条) 本文2行目	…、月額2万7千円の障害者雇用調整金 ^{しょうがいしゃこようちようせいぎん} が支給される。	…、月額2万9千円(令和4年度の年度分までは、月額2万7千円 ^{しょうがいしゃこようちようせいぎん})の障害者雇用調整金 ^{しょうがいしゃこようちようせいぎん} が支給される。
改正	P674 4 欠格事由(法5条) 本文1行目	次の①から⑧に該当する者は社会保険労務士となる資格を有しない。	次の①から⑨に該当する者は社会保険労務士となる資格を有しない。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P674 4 欠格事由(法 5条) 本文 8 の直下	※下記 9 を追加	

9 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から**3年を経過しないもの**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P675 5 登録拒否事 由(法14条の 7) 本文1行目	次の 1 から 4 に該当する者は社会保険労務士の登録を受けることができない。	次の 1 から 5 に該当する者は社会保険労務士の登録を受けることができない。
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P676 前頁から続く 5 登録拒否事 由(法14条の 7) 1 の直下	※下記 2 を追加し、以降の 2 ~ 4 を 3 ~ 5 に番号を振り直してください。	

2 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P233 発/展 *10 4行目	…、生計を <u>同じくす</u> る その子の父又は母がある ことにより、…	…、生計を <u>同じくする</u> そ その子の父又は母があるこ とにより、…
改正	P344 5つ目の「▶」	▶ 令和 <u>4</u> 年度の、支給停 止調整額は <u>47万円</u> とされ ている。	▶ 令和 <u>5</u> 年度の、支給停 止調整額は <u>48万円</u> とされ ている。
改正	P357 6つ目の「▶」	▶ 令和 <u>4</u> 年度の、支給停 止調整額は <u>47万円</u> とされ ている。	▶ 令和 <u>5</u> 年度の、支給停 止調整額は <u>48万円</u> とされ ている。
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P448 発/展 *25 下部の 表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）	

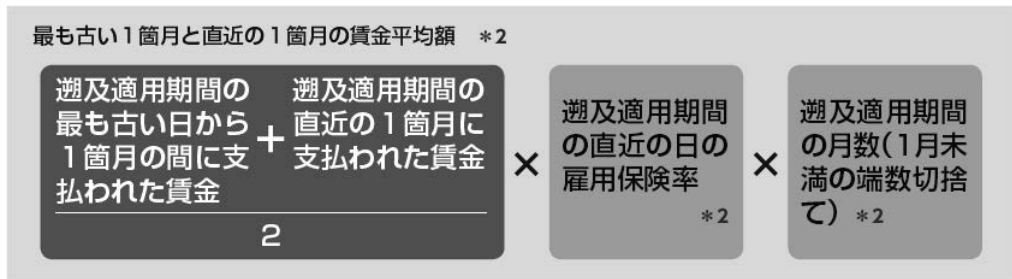
	賦課限度額
基礎賦課額	65万円 <small>平27状</small>
後期高齢者支援金賦課額	<u>22</u> 万円
介護納付金賦課額	17万円

【2023/05/29 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P463 5 不服申立て等（法 69 条） 1 1 行目	…、 <u>失業等給付に関する処分又は不正受給に係る失業等給付等の返還命令若しくは納付命令</u> についての処分に不服のある者は、…	…、 <u>失業等給付及び育児休業給付（以下「失業等給付等」という。）に関する処分又は不正受給に係る失業等給付等の返還命令若しくは納付命令</u> についての処分に不服のある者は、…
訂正	P520 2 特例メリット制（法 12 条の 2、則 20 条の 2 ほか） [趣旨] 本文 3 行目	…。これを特例メリット制（ <u>労災保険率の特徴</u> ）という。	…。これを特例メリット制（ <u>労災保険率の特例</u> ）という。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P531 [厚生労働省令 で定めるところ により算定した 額（基本額）] 図（計算式）	下記に差し替え



②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P169 前頁から続く （４）第3号被 保険者期間に関 する特例（法附 則7条の3ほ か） ③ 2行目	…、やむを得ない理由が なくても厚生労働大臣に その旨の届出をすること ができる。	…、やむを得ない事由が なくても厚生労働大臣に その旨の届出をすること ができる。
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P292 第一節 被保険 者の種類 タイトル	※第一節のタイトルと直下のタイトル（重要度を記載 しているタイトル）を「被保険者の種類」から「被 保険者の種別」に訂正してください。	

【2023/06/13 更新分】

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P232 第二節 適用事業・適用除外 本文1行目	労災保険は、労働者単位で適用されるものではなく、 <u>事業所単位</u> で適用される。	労災保険は、労働者単位で適用されるものではなく、 <u>事業単位</u> で適用される。

以上